

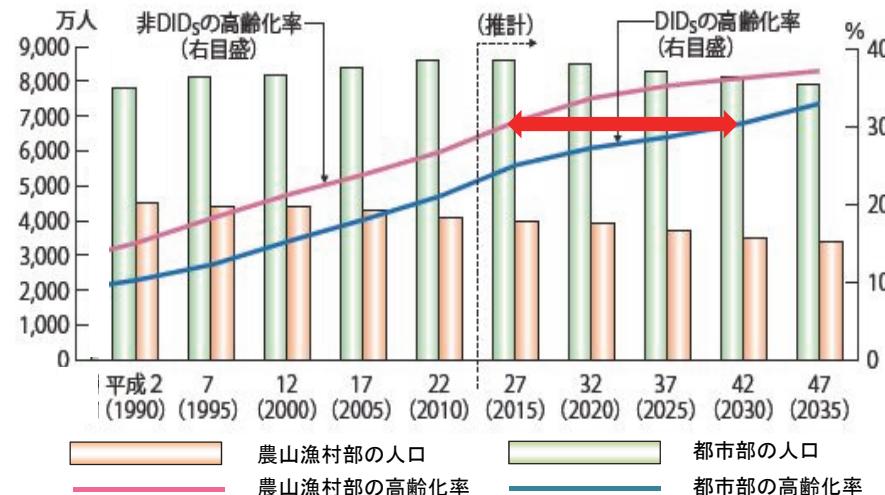
「地方創生」に向けた施策の展開方向
～ 農山漁村の活性化に向けて ～

平成26年10月
農林水産省

農山漁村における高齢化・人口減少の状況

○ 農山漁村における高齢化・人口減少は、都市に先駆けて進行。小規模な農村集落が増加し、集落機能が低下。耕作放棄地も増加している状況。

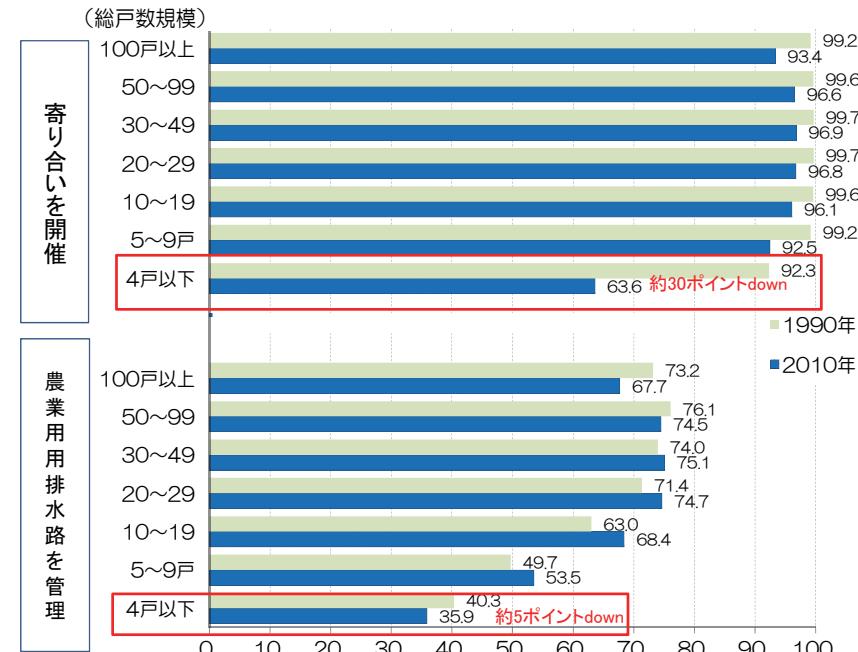
【農山漁村・都市部の人口と高齢化率】



資料: 総務省「平成22年 国勢調査人口等基本集計」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来人口推計(平成19年5月推計)」を基に農林水産省で推計。

注: ここでは、国勢調査における人口集中地区(DID)を都市、それ以外を農山漁村とした。なお、DIDとは、人口密度4,000人/km²以上の国勢調査の調査区が市町村内で隣接し、全体として人口5,000人以上の規模で構成される地区。

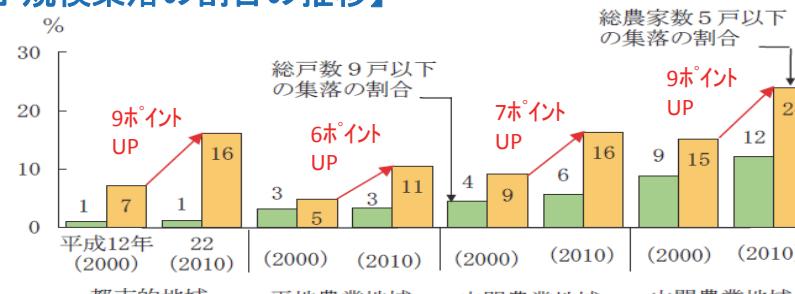
【総戸数規模別にみた集落活動の変化(1990年→2010年)】



資料: 農林水産政策研究所

注: 1990年、2000年、2010年全てで調査対象となった125,120集落の抽出集計による。

【小規模集落の割合の推移】



資料: 農林水産省統計部「2000年、2010年世界農林業センサス」(組替集計)

【耕作放棄地面積の推移】



資料: 農林水産省統計部「農林業センサス」

農村集落の維持・活性化のための施策の現状

- 農山漁村における高齢化や人口減少に対応するためには、住みよい生活環境を実現するための生活基盤の整備に加え、地域の共同活動を通じた集落機能の維持・活性化が必要。
- 施策の推進に当たって、ハード事業主体からソフト事業へと施策の重点をシフトさせつつ、地域の裁量や自主性を發揮しやすい交付金化や、地域の共同活動を支援する直接支払の導入等を進めてきたところ。

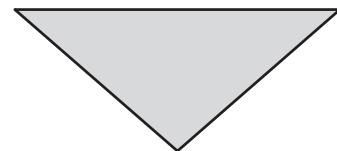
【基盤整備(ハード対策)】

- 農業生産基盤、生活環境基盤、地域間交流基盤などの総合的な整備を実施。
(過去に実施していた主なハード整備事業)
 - ・ 農業構造改善事業(農業農村活性化農業構造改善事業)
 - ・ 農村地域定住促進対策事業
 - ・ 山村地域農林漁業特別対策事業

【地域の裁量や自主性を發揮】

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(H19~)

農山漁村活性化法に基づき、市町村が作成した活性化計画の実現に向けた施設整備を中心とした総合的な取組を支援。



ハード事業から
ソフト事業へ
施策の重点をシフト

【農地・水保全管理支払(H19~)】

- 地域共同による農地・農業用水等の資源の基礎的な保全管理活動や、施設の長寿命化のための活動等を支援。
(H26年度からは多面的機能支払として実施。)

(活動例)

- ・ 農地、農道、水路法面の草刈りや水路泥上げ 【共同活動支援】
- ・ 水路・農道の補修など 【向上活動支援】

【農地・水保全管理支払交付金の取組状況】

	1期対策 (H19~H23)	2期対策 (H24~H25)
取組組織	19,677	19,018
取組面積(ha)	143万	147万



共同活動による
法面の草刈り

【中山間地域等直接支払(H12~)】

- 農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続、多面的機能の確保を図るため、耕作放棄の防止等を内容とする農用地の維持・管理の取り決めとなる協定を締結し、実行する農業者を支援。

(活動例)

- 耕作放棄防止の取組や水路・農道の補修など

【中山間地域等直接支払交付金の取組状況】

	1期対策 (H12~H16)	2期対策 (H17~H21)	3期対策 (H22~H26)
取組組織	33,969	28,765	28,001
取組面積(ha)	67万	66万	69万



耕作放棄地の発生を
抑制

※ 表中の数値は、最終年度のもの。

※ 第3期対策の数値はH25年度

農村集落の維持・活性化のための施策の評価

- これまで講じてきた施策によって、多面的機能の維持・発揮や地域全体のコミュニティ機能の維持等の効果が見られているところ。
- 今後、人口減少・高齢化が更に進行する中で、これまでの施策の効果を活かしつつ、地域のコミュニティ機能を維持し、農村にぎわいを取り戻すための施策を推進することが必要。

【施策の効果】

- 農地・農業用水路等を維持・管理することにより、条件不利地域等での耕作放棄の拡大を防止し、多面的機能を維持・発揮

【中山間直払による効果※1】

3期対策にて約3.7万haの放棄地発生を防止

【農地・水支払による効果※2】

1期対策にて約1.3万haの放棄地発生を防止

※1：農林水産省 中山間地域等直接支払制度の最終評価（平成26年8月）

※2：農林水産省 農地・水保全管理支払交付金 平成19～23年度の実績と効果（平成24年3月）

- 担い手以外の農業者や非農業者も含め、地域住民の参画による6次産業化、都市との交流活動を進め、地域全体のコミュニティ機能を維持。

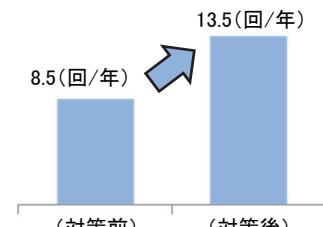
【農地・水支払による効果】

地域づくりのための話し合い
(寄合)の回数

8.5(回/年) → 13.5(回/年)

(対策前)

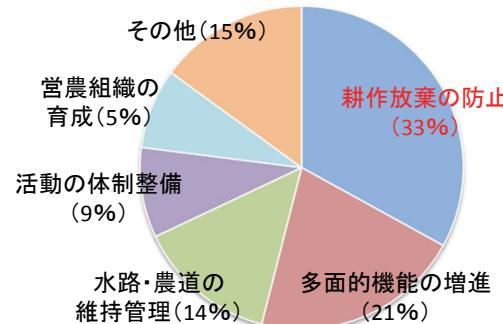
(対策後)



注:農林水産省農村振興局調査による(平成21年12月実施)

アンケート結果 (中山間直払)

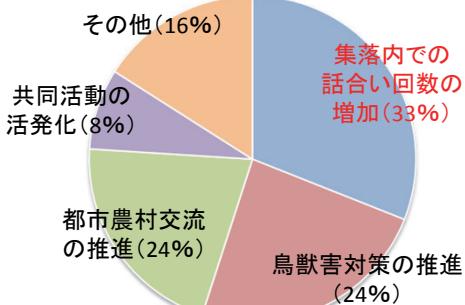
中山間地域等直接支払によって
最も効果があったと考える事項



(その他内訳)

高付加価値型農業
地場産農産物等の加工・販売
農業生産条件の強化
新規就農者の確保
認定農業者の育成
多様な担い手の確保

協定締結前と比べて地域が
変わったと感じる事項



(その他内訳)

高齢者の活動の活発化
他集落との連携の推進
農業者の意欲の向上
祭りなどの地域活動の活発化

資料:農林水産省 中山間地域等直接支払制度の最終評価(平成26年8月)

資料:農林水産省 中山間地域等直接支払制度の最終評価(平成26年8月)

美しく活力ある農山漁村づくりに向けた課題と対応

- 農山漁村において、今後、更なる人口減少や高齢化が進む中で、地域のコミュニティ機能を維持し、地域にぎわいを取り戻すためには、農林水産業を魅力ある成長産業とともに、所得・雇用の確保、住みよい生活環境の構築等により、若者の移住・定住の実現を図ることが必要。

「まち・ひと・しごと創生本部」の下で、関係府省が連携して施策を推進



農山漁村の所得を確保し、移住・定住を実現するための取組内容

I 所得向上と雇用の確保

- 農林水産業の成長産業化による所得の向上
 - 農業法人・森林組合等への雇用促進
 - 農村への工業等の導入、地産地消等
 - 国産材CLTの利用拡大、木質バイオマス等
- ・ 農の雇用事業、緑の雇用事業
 - ・ 都市農村共生・対流、田舎で働き隊
 - ・ 6次産業化支援

II 住みよい生活環境の構築

- 都市の病院と地域の診療所の間でカルテ等を共有
 - 児童の通学、高齢者の病院送迎など一元的に対応するコミュニティバスの運行
 - 高齢者に対する配食・見守りサービスの実施
- ・ 各省予算事業との連携
 - ・ 農山漁村の生活環境施設の再編
 - ・ 地域再生法の改正（農山漁村活性化計画とのワンストップ化）

III 地域資源の維持・管理

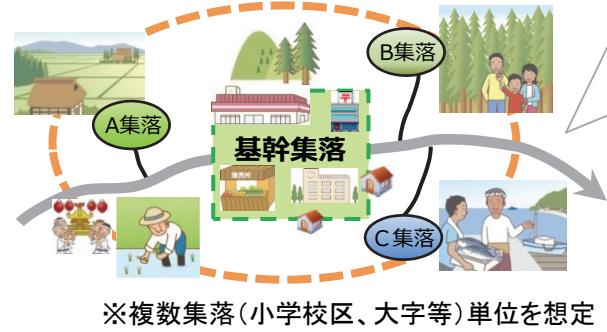
- 多面的機能を有する農地等の共同管理
 - 耕作放棄地の再生・利用、農村の土地基盤の再編
 - 地域ぐるみでの鳥獣被害対策
- ・ 多面的機能支払
 - ・ 中山間地域等直接支払

美しく活力ある農山漁村の実現に向けた取組

- 美しい農山漁村の実現に向けた取組の基礎として、地域住民の話し合いによって地域の「将来ビジョン」を策定するとともに、基幹集落への機能集約と集落間のネットワークの形成を目指し、計画的な施設整備や地域を担う組織インフラ等による下支えを行うことが必要。

【地域の「将来ビジョン」の策定】

- 地域の活性化に資する施設整備
 - ・ 土地利用計画に基づく整備
 - ・ 生活に不可欠な施設の集約や集落間のネットワークの構築
- 地域資源の掘り起こしと活用
- 地域住民に必要なサービスを提供する組織インフラの整備



【基幹集落への機能の集約】

- ・ 医療、教育等の公共サービスの拠点機能を集約
- ・ 介護、買い物等の住民サービスの提供機能を発揮

【集落間のネットワーク化】

- ・ コミュニティバスの運行、無線LANの整備
- ・ 集落間で連携した農地の共同管理や、農産物の庭先出荷

【農山漁村の所得を確保し、移住・定住を実現するための取組内容】

I 所得向上と雇用の確保

II 住みよい生活環境の構築

III 地域資源の維持・管理

取組の基盤として下支えが必要

【計画的な施設整備等】

臨時国会に提出

農林水産物加工・販売施設等の拠点への整備を迅速、円滑に実施。
【地域再生法改正による農地法・農振法の特例】

関係省庁と連携して、さらに検討

地域の共同活動による農地の保全を図りつつ、

- ・ 地域資源を活用した産業創出や農村への工業等の導入による所得確保・雇用創出
- ・ 交通施設等の整備による集落間のネットワーク化
- ・ 「小さな拠点」(道の駅等)や医療、介護施設、保育施設等の拠点への整備等を計画的に推進する仕組みについて検討

【地域を担う組織インフラの整備】

- これまで農林水産業の活性化や地域資源の維持の役割を担ってきた民間団体やNPO等を活用して、地域住民に必要なサービスを提供

地域住民が
中心となった
話し合い

地域住民による、
地域の将来像につ
いての徹底的な
話し合い。



徹底した話し合い
を経て
ビジョン策定

(参考) 移住・定住促進の取組事例

○ 農山漁村の一部の市町村・地区では、地元志向の若者の定住（Uターン）や都市の若者・女性の転入（Iターン）の現象が見られる。

【山口県周防大島町】

▶ 無料島人紹介所

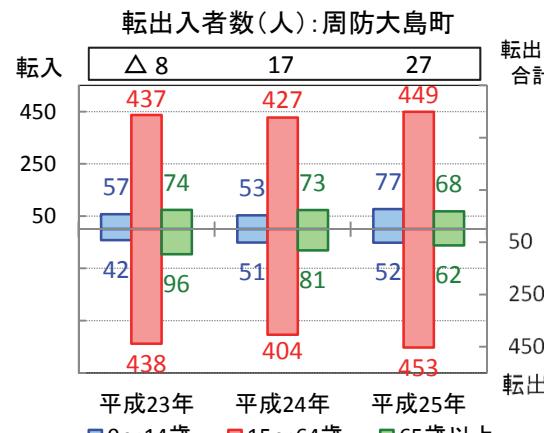
20~40代の島暮らし希望者が、島で自活している人と面会できるサービス。島暮らしの構想に合わせ、3つの基本プラン※が用意されており、希望に応じて指名も可能。

〔※起業家訪問、自然農を営む若手農家訪問、移住女子訪問〕

▶ 移住・定住を支える組織

近年、若年層による移住が進む周防大島では、子育て世代による移住を特に活発化させるため、民間を主導とした周防大島Uターンを応援する会「島くらす」を設立。

島へのスムーズな定着を図るため、移住希望者への情報提供や地域社会との交流支援を行っている。



資料:住民基本台帳人口移動報告(総務省)

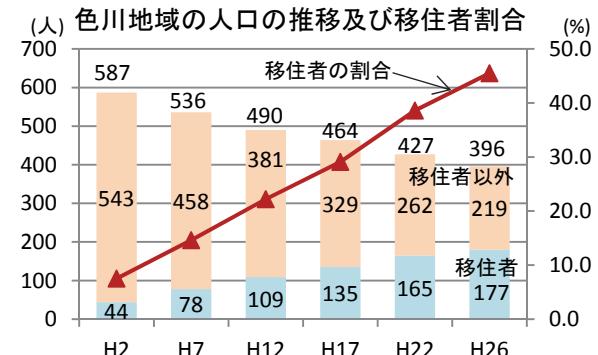
【和歌山県那智勝浦町色川地域】

▶ 色川地域振興推進委員会

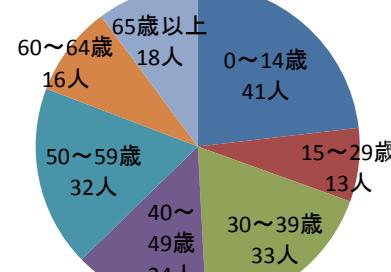
移住者を中心とした地域住民により組織され、新規定住者の受入、体験交流活動の促進、地域活性化のための活動の促進を支援している。

▶ 移住希望者との面談

推進委員会が、受入れに当たり、事前に農業体験等を通じて15人の地域住民と移住希望者が面談する機会を用意。



色川地域の移住者の年齢別人口割合



廃校を活用した
活動拠点施設

資料:色川地域振興推進委員会提供

(参考) 地域資源を活用した取組事例

- 地域の事業者が主体となって農林水産物の高付加価値化や「エネルギー・モノ・サービスの地産地消」を進めるなど、「地域内経済循環」のネットワーク構築に取り組む事例や、地域資源を活用して小さなビジネスを起こしつつ、地域コミュニティの活性化にも寄与する「社会的企業」(ソーシャル・ビジネス)に取り組む事例がみられる。

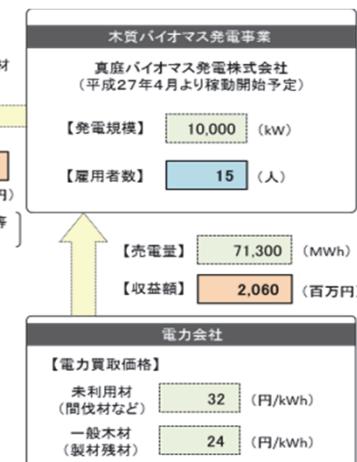
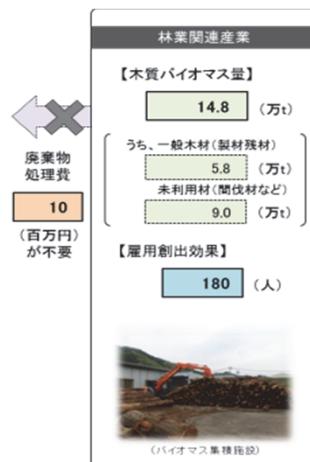
まにわし 岡山県真庭市

1. 取組の概要

- 真庭市では、市内に豊富に存在する地域資源である木材や畜産業から生じる家畜排泄物などのバイオマスを活用した取組を推進。
- 平成25年度には「バイオマス産業都市」に認定され、バイオマスの利活用や観光業との連携(バイオマスマツア)による地域活性化を推進。

2. 真庭バイオマス産業都市のイメージ

木質バイオマスを活用した発電事業による
地域内経済効果



おおぶなとし 岩手県大船渡市 [(有)三陸とれたて市場]

1. 取組の背景

- 東日本大震災以前から、(有)三陸とれたて市場では、鮮魚のインターネット販売を運営。
- 震災の津波により全てを失ったが、顧客や漁業者からの再開を要望する声に推され、1か月後には事業を再開。生産・加工・流通・卸・販売を一連で担う水産事業のモデルを目指し、漁業者との連携をこれまで以上に強化する道を選択。

2. 取組の概要

① 復興の推進母体づくり

漁業者の要望に応えてC A S※を導入。
生産組合と「とれたて市場」を結ぶコールドチェーンが形成され、鮮魚を中心としていた事業モデルから、冷凍加工品を中心とした事業にシフト。



※セル・アライブ・システム：解凍後もドリップがないなど高品質の冷凍保存が可能。

② 女性の仕事づくり

女性グループによる鮮魚の加工・販売を開始（漁師のおつまみ研究所）。漁師の台所料理（=食文化）は消費者が知らないことも多く、商品と一緒に産地の食文化をも流通させることで、魚介類の高付加価値化を目指す。



(参考) 地域の暮らしを支える取組事例

- 農山漁村の維持・活性化に取り組んできた民間団体等が、地域住民に必要なサービスを提供している事例が見られる。

新潟県上越市櫛池地区

- 平成17年度から始まった中山間地域等直接支払制度の第二期対策をきっかけとした話し合いにより、複数集落間での連携協定を進めつつ、各集落での事務負担軽減などを図るため、「櫛池農業振興会」を設立。
- 各集落の意思を尊重しつつ、地区全体で農地や集落を守る機運を高め、農業生産法人等の連携により集落間ネットワークを構築し、農村の維持・活性化を図っている。

【櫛池農業振興会の活動概要】

【農地・農道などの資源管理】
共同活動による農地・農村
コミュニティの維持



【農業生産及び6次産業化】
・農地の担い手としての役割
・農産物の加工・販売や都市との
交流活動
・庭先集荷サービス
・雇用の受け皿としての機能



(共同での草刈り作業)



(庭先集荷の様子)

三重県津市片田地区

- サル被害を軽減するため、11の自治会、獣友会、JA、駐在所、消防団、小学校等で構成する広域的な「片田地区獣害対策協議会」を設立。
- 各地域で座談会を開催し、「自分の地域は自分で守る」をモットーに地域住民へ呼びかけ、合意形成を図りつつ、地域の協力体制を整備。
- 「獣害対策5ヶ条」を策定して住民に対策を周知とともに、住民全員が主役となって情報提供や追い払いを実施。

【獣害対策5ヶ条】

- 集落内の収穫残や不要果樹などの「エサ場」をなくす
- 耕作放棄地や藪など獣の隠れ場所をなくす
- 囲える畠は、ネットや柵で出来る限り囲う
- 人里は怖いと覚えさせるため、獣を見たら集落の誰もが追い払う
- 加害している「犯人」の獣を適切に捕獲する



各地域での座談会



夜間のサル追い払い